会議(打合せ)報告書	
会議(打合せ)の名称 又は議題	令和4年第3回 議会運営委員会
報告者職氏名	主査 今井 好美
日 時 令和4年2 午前10時	月2日(水) 場所市役所本庁舎4階大委員会室

出 席

者

出席者 伊藤仁委員長、斉藤智子副委員長、柴田圭子委員、影山廣輔委員、

秋谷公臣委員、平田新子委員、和田健一郎委員、徳本光香委員、岡田繁委員、

岩田議長、血脇副議長

議会事務局 石井局長、今井主査、小原主事 執行部 笠井市長、中村総務部長、高山総務課長

【会議の概要】

議題

- (1) 令和4年第1回白井市議会定例会について
 - ① 提案予定の議案等について
 - ② 会期日程及び議事日程について
- (2) 議案等のペーパーレス化について
- (3) 検討事項について
- (4) その他

《決定事項等》

- (1) 令和4年第1回白井市議会定例会について
 - ○会期は、2月9日から3月17日までの37日間とする。
 - ○案件は、議案21件、一般質問は9人14項目の質問。(請願及び陳情は無い)
 - ○議案第10号、一般会計補正予算(第10号)については、初日(2/9)採決を行う。
 - ○一般質問日及び人数は、2月15日に5人、2月16日に4人。
 - ○今期定例会に上程される議案の付託委員会は、「議案付託表」のとおり。
 - ○大綱的質疑通告、総括質疑通告は2月15日(火)正午までに提出。
- ○会期日程(案)中の予算審査特別委員会の開催日については、3月8日開催を3月9日に変更することとする。

(2) 議案等のペーパーレス化について

- ・今定例会(3月定例会)にかかる議案等のペーパーレス化については、「予算の審査資料」 は各議員へデータのみを供することとする。紙での資料が必要な議員は、各自で印刷する かまたは、事務局で印刷(有料:コピー代)することも可とする。そのほかの資料等につ いては、紙とデータの併用とする。
- ・議運前までに、議案等をデータで送付する。
- ・6月定例会からの完全ペーパーレス化を行うこととし、必要により議運で協議していく。

(3) 検討事項について

項番13 「特別委員会や議運及び全員協協議会の動画配信及び議事録公開をする」に

ついて協議の結果、特別委員会についての議事録は市ホームページに公開することとしま した。その他の件については、引き続き協議する。
(4) その他 ・委員より:請願、陳情の提出締切日が市民に分かりにくいという意見があり、今後は、 市ホームページで締切日がわかりやすくなるよう変更する。

令和4年第3回 議会運営委員会

日時: 令和4年2月2日(水) 午前10時00分から

場所:本庁舎4階 大委員会室

-開会 10時00分-

○石井議会事務局長 おはようございます。それでは、会議に先立ちまして伊藤委員長より御挨拶を お願いいたします。

○伊藤委員長 皆様、おはようございます。3月議会、予算を含む議会ですが、来週からもう始まりますので、今オミクロン等、まだ寒いし、いろいろありますので、体調に十分御留意いただいて3月議会に臨んでいただきたいと思います。

本日は、議題も多々ありますので、どうか慎重審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。

○石井議会事務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いします。 ○笠井市長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、令和4年第1回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただき、ありがとうございます。

第1回市議会定例会は、2月9日水曜日、午前10時に招集をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

市から提案いたします案件は、白井市防災会議条例等の一部を改正する条例の制定についてなど条例に関する案件が8件、白井市道路線の認定に関する案件が1件、令和3年度一般会計のほか4会計の補正予算に関わる案件が6件、令和4年度一般会計のほか5会計の当初予算に関する案件が6件の合わせて21件になります。

詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○石井議会事務局長 ありがとうございました。笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきまして伊藤委員長にお願いいたします。

○伊藤委員長 それでは、ただいまの出席は9名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。

これより、令和4年第2回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議はお手元に配付の議題のとおりです。

議題(1)令和4年第1回白井市議会定例会について。①提案予定の議案等についてを議題とします。執行部より、今定例会に提案予定されている議案の内容について説明を願います。

髙山総務課長。

○高山総務課長 それでは、令和4年第1回市議会定例会に提案いたします議案の概要について御説明をいたしますので、資料のほうを御覧いただきたいと思います。

議案第1号 白井市防災会議条例等の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課となります。

白井市長及び白井市教育委員会に設置する附属機関の委員の任期を法令上等の支障がない限りにおいて3年に統一するため、関係条例の一部を改正するものです。

主な内容は、白井市防災会議外25の附属機関の委員の任期を2年から3年に改めるものです。

施行期日は、令和4年8月1日を予定しております。

議案第2号 白井市市民の森設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。所管課は 都市計画課となります。

白井市市民の森設置及び管理に関する条例に基づき設置された市民の森について、都市公園法に基づく都市公園に移行するため、条例を廃止するものです。

施行期日は、令和4年4月1日を予定しております。

議案第3号 しろい市民まちづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は市民活動支援課です。

しろい市民まちづくりサポートセンターの管理運営について令和5年度から指定管理者へ移行する ため、条例の一部を改正するものです。

主な内容は、センターの管理を指定管理者に行わせることとするもの。指定管理者が行う業務を定めるもの。指定管理者の指定等の手続を定めるもの。開館時間、休館日及び利用料金を定めるもの。指定管理者に対する原状回復、秘密保持等の義務を定めるもの。

施行期日は、令和5年4月1日ほかとなっております。

議案第4号 白井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課となります。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合 されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容は、用語の意義の引用元を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律から個人情報の保護に関する法律に改めるものです。

施行期日は、令和4年4月1日を予定しております。

議案第5号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は子育て支援課、総務課となります。

こども発達センターで児童発達支援センター業務を行うことに伴い、嘱託医の配置が必要となることから、嘱託医の報酬額を定めるため、条例の一部を改正するものです。

主な内容は、こども発達センター嘱託医の報酬額を年額6万円、日額3万円として定めるものです。 施行期日は、令和4年4月1日を予定しております。

議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総 務課となります。

行政組織における係制の正式導入、課内室の設置等に伴い、等級別基準職務を見直すため、条例の

一部を改正するものです。

主な内容は、行政職給料表(1)等級別基準職務表の5級に「係長の職務」を加え、6級の「副主幹(室長)の職務」を「室長の職務」及び「副主幹の職務」にそれぞれ整理をし、7級の「室長の職務」を削るものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日を予定しております。

議案第7号 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は保険年金 課となります。

地方税法及び地方税法施行令の改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置の導入その他所要の整備をするため、条例の一部を改正するものです。

主な内容は、未就学児に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、その2分の1(低所得者世帯に係る減額武課の対象となる場合は減額後の被保険者均等割額の2分の1)をそれぞれ減額するものです。

施行期日は、令和4年4月1日ほかを予定しております。

議案第8号 白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は危機管理課となります。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、消防団員の処遇の改善を図るため、条例の一部を改正するものです。

主な内容は、消防団員の年額報酬について、国の基準に基づき基本団員は3万6,500円とし、それ以外は階級に応じた業務の負荷や職責等を勘案した報酬額に改めるもの。消防団員が災害、警戒、訓練、会議その他の職務に従事した場合に新たに出動報酬を支給するもの。市外に居住し、かつ市外に勤務する消防団員が服務従事のために移動したときに要する費用を費用弁償として支給するものです。

施行期日は、令和4年4月1日ほかを予定しております。

なお、本件については、午後の議会全員協議会で概要のほうを説明する予定としております。 議案第9号 白井市道路線の認定について。所管課は道路課となります。

市道路線を認定するもので、対象路線は市道12-219号線ほか全87路線となっております。こちらにつきましても、午後の議員全員協議会で御説明をする予定です。

議案第10号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第11号)について。所管課は財政課となります。 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,448万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ246億7,175万7,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算として、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について、国の制度により給付を受けられなかった世帯にも対象を拡大して給付を行うため、給付費及び事務費を計上するものです。

繰越明許費として、子育て世帯への臨時特別給付金事業の拡大給付分について、令和4年4月1日 生まれの子までを対象としていることから、申請期間が令和4年度にわたるため、繰越明許費を設定 するものでございます。こちらにつきましても、午後の議員全員協議会で御説明をいたします。 議案第11号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第12号)について。所管課は財政課となります。 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億2,730万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ256億9,906万6,000円とするものです。

主な補正内容は、歳入歳出予算として、事業費の確定または見通しに合わせて所要額を減額するもの。国の保育士等処遇改善臨時特例交付金を活用し、放課後児童支援員、保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善臨時特例事業を令和4年2月から令和4年9月まで実施するため、所要額を計上するもの。国の防災・安全社会資本整備交付金の追加、増額の内示を受けたことから、道路ストック点検委託料、道路修繕工事費及び市道12-002号線道路新設改良工事費について、所要額を計上するもの。国の補正予算を活用し、小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策に必要となる消耗品費等の経費として所要額を計上するものでございます。

継続費といたしまして、情報集約・発信支援事業の令和3年度事業費確定に伴い年額割を補正するもの。

繰越明許費として、転出・転入手続のワンストップ化に伴う住民記録システム改修に係る国の補助 金について、令和4年度概算要求から令和3年度補正予算に前倒しをされ、今年度中に交付決定を行 うこととされたが、事業の完了は来年度となることから、繰越明許費を設定するものなどです。

債務負担行為として、小・中学校2校で予定をしていた大型提示装置、プロジェクターの追加整備のうち、1校分が不要となったため限度額を減額するものです。

地方債としまして、市道維持修繕事業及び市道12-002号線道路新設改良工事に対する国交付金の追加決定並びに補正予算計上に合わせ、道路橋梁整備事業の借入限度額を増額するもの。工業団地アクセス道路整備事業の補助割れに伴う歳出減に合わせ、道路橋梁整備事業の借入限度額を減額するもの。公共施設保全事業及び都市公園等整備事業について、地方債の対象となる事業の決算見込みにより、借入限度額を減額するものとなっております。

議案第12号 令和3年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)について。所管 課は保険年金課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2,655万6,000円とするものです。

主な補正内容は、歳入歳出予算として、令和2年度に国から交付された国民健康保険災害臨時特例 補助金のうち新型コロナウイルス感染症対応分について、事業実績等により返還金が生じたため所要 額を計上するもの。平成28年度から令和2年度までに一般会計から繰り入れた保険基盤安定負担金に ついて、過大交付が判明したことから、自主返還するため、一般会計繰出金として所要額を計上する ものです。

議案第13号 白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第3号)について。所管課は高齢者福祉課となります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,929万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ41億998万5,000円とするものです。 主な補正内容は、歳入歳出予算として、居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、 高額介護サービス費等に不足が見込まれることから所要額を計上するもの。施設介護サービス給付費、 地域密着型介護サービス給付費、高額医療合算介護サービス費、介護予防・生活支援サービス事業費 等の利用が当初の見込みを下回ったことから、所要額を減額するものです。

議案第14号 令和3年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について。所管課は保険年金課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,197万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ8億3,323万1,000円とするものです。

主な補正内容は、歳入歳出予算として、後期高齢者医療広域連合納付金の支出に当たり、被保険者数の増加等を踏まえて所要額を補正するもの。後期高齢者医療保険の被保険者に対する人間ドック助成件数が当初見込みよりも増えたことから所要額を補正するものでございます。

議案第15号 令和3年度白井市水道事業会計補正予算(第2号)について。所管課は上下水道課となります。

収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ6万5,000円減額し、6億2,964万2,000円とするものです。 また、資本的支出の予定額を308万円減額し、8,615万1,000円とするものです。

主な補正内容は、収益的収入及び支出として、県企業局による施工を予定していた第一緊急連絡管の耐震化工事が同局の申出により令和4年度に延期となったため、工事に伴う経費及び一般会計からの補助金を減額するもの。

資本的支出として、第一緊急連絡管の耐震化工事の延期に伴い建設工事費を減額するもの。

継続費として、資本的支出の補正に合わせて継続費の年額割を補正するものです。

続きまして、議案第16号以下は当初予算の説明になりますが、ボリュームがありますので、予算規模のみの説明とさせていただきたいと思います。

令和4年度白井市一般会計予算について。所管課は財政課となります。

歳入歳出予算の総額が204億7, 184万1, 000円で、前年度比2億8, 440万5, 000円、1.4%増となっております。

議案第17号 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定予算について。所管課は保険年金課 となります。

歳入歳出予算の総額が61億3,092万4,000円で、前年度比4億2,105万5,000円、7.4%の増となっております。

議案第18号 令和4年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定予算について。所管課は高齢者福祉課となります。

歳入歳出予算の総額が43億2,791万7,000円で、前年度比2億1,926万3,000円、5.3%の増となっております。

議案第19号 令和4年度白井市後期高齢者医療特別会計予算について。所管課は保険年金課となります。

歳入歳出予算の総額が9億1,258万4,000円で、前年度比1億188万5,000円、12.6%の増となっております。

議案第20号 令和4年度白井市水道事業会計予算について。所管課は上下水道課となります。 収益的収入及び支出として、収入及び支出の予算額は6億2,141万6,000円で、前年度比805万6,000円、1.3%の減となっております。

資本的収入及び支出として、資本的収入予算額は7,171万4,000円で、前年度比1,848万7,000円、34.7%の増となっております。資本的支出予算額は1億750万8,000円で、前年度比1,895万1,000円、21.4%の増となっております。

議案第21号 令和4年度白井市下水道事業会計予算について。所管課は上下水道課となります。 収益的収入及び支出として、収入及び支出予算額は14億7,834万3,000円で、前年度比2,602万1,000円、1.7%の減となっております。

資本的収入及び支出として、資本的収入予算は3億4,502万4,000円で、前年度比1億5,688万5,000円、83.4%の増となっております。資本的支出予算額は4億4,436万1,000円で、前年度比1億5,157万6,000円、51.8%の増となっております。

以上が令和4年第1回市議会定例会に提案をいたします議案の概要の説明となります。以上でございます。

○伊藤委員長 それでは、ただいま説明が終わりました。補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。

柴田委員。

○柴田委員 議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するというものの内容が、こども発達センターで嘱託医の報酬額を定めるために制定するものだというので、条例的には総務だけれども、子育て支援課も関わるということで二つの課が書いてあります。審査をする際に内容的なものも多分、聞かざるを得ないと思うのですけれども、どういう体制になるのかとか。そうすると、やはり二つの課から答えられる人が出てもらったりしたほうがいいのかなと思うのですけれども、ここについては、二つの課が併記されているのは、執行部のほうとしては合同審査とか、何かそういうお考えがあって書かれたのでしょうか。

○伊藤委員長 髙山総務課長。

○高山総務課長 今ありました議案第5号の特別職の報酬条例の件ですけれども、条例には必ず所管 課が決まっておりまして、この条例の所管課は総務課になります。この条例にはいろいろな課が関わ る報酬を定めておりますので、その場合、所管課となる総務課、総務企画常任委員会に付託をされて、 そこに担当課、今回で言いますと子育て支援課が今回の直接の担当課になりますので、常任委員会の ほうに説明員として子育て支援課長を呼んでいただいて、詳細については、子育て支援課長から御説 明するようにしております。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 執行部のほうは、そういうことで議案審議をしてもらえたらというおつもりだというこ

とですね。

- ○髙山総務課長 はい。
- ○柴田委員 確認しました。ありがとうございます。
- ○伊藤委員長 ほかにございますでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○伊藤委員長 では、執行部のほうに今議会において上程された議案について、要望等があればお伺いしたいと思いますが。採決の希望です。

髙山総務課長。

- ○髙山総務課長 執行部からのお願いといたしまして、議案第10号の補正予算(第11号)の案件については、先ほど御説明しました子育て世帯への臨時特別給付金、拡大部分の補正になりますので、議会2月9日の冒頭での採決をお願いしたいということでございます。
- ○伊藤委員長 このことについては大丈夫ですね。

[「はい」と言う者あり]

- ○伊藤委員長 それでは、退席のほうを。ありがとうございました。 次に、石井事務局長より請願、陳情、一般質問等、会期中に議題となる件について説明を求めます。 石井事務局長。
- ○石井議会事務局長 それでは、請願、陳情、一般質問について御説明いたします。

まず、請願、陳情につきましては、今定例会審査に係る提出はございませんでした。特に陳情、請願は上がってこなかったということでございます。

続きまして、一般質問につきましては、お手元に配付の一般質問通告書を御覧いただきたいと思います。

1ページ開いていただきまして、一覧表のとおり、今回は9名の議員さんから14項目の通告を頂いておるところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長 以上で議会事務局長より説明は終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を 求めたい方はおられますか。

[「なし」と言う者あり]

- ○伊藤委員長ないようですので、次に、議長より議案の付託委員会について説明を願います。
- 〇岩田議長 執行部より今定例会に提案予定されている議案につきましては、お手元に配付の付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。

以上です。

〇伊藤委員長 以上で説明は終わりましたが、ただいま議長より説明がありました議案付託委員会について、御意見はございますか。

[「なし」と言う者あり]

○伊藤委員長 意見はないものと認めます。

次に、②会期日程及び議事日程について、議題とします。

事務局長より、会期日程案及び議事日程案について説明を求めます。

石井事務局長。

○石井議会事務局長 それでは、会期日程及び議事日程。

初めに、会期日程について説明をさせていただきます。お手元に配付の会期日程案を御覧いただきたいと思います。

会期につきましては、2月9日から3月17日までの37日間としております。初めに、2月9日につきましては、議席の一部変更、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告の後、議案第1号から21号についてまで一括上程、市長の提案理由の説明、議案1号から9号及び議案11号から21号について議案内容の説明を行います。

次に、議案第10号については、改めまして議案内容の説明、質疑、討論、採決という形をお願いしたいと思います。

また、一般質問につきましては、2月の15日に5名、16日に4名でお願いしたいと思います。

なお、2月の15日正午は、総括質疑及び大綱的質疑の締切りとなります。

次に、2月21日につきましては、議案第1号から議案第9号及び議案第11号から第21号まで質疑及 び委員会付託を行いまして、予算審査特別委員会の設置の件を議題といたします。

次に、2月の24日、25日及び28日につきましては、各常任委員会の開催。

3月2日、4日、7日、8日につきましては、予算審査特別委員会の開催を予定しております。

最終日を3月17日といたしまして、各委員会及び予算審査特別委員会に付託された議案について、 各委員長による審査経過及び結果報告並びにこれらに対する質疑等の採決となります。

以上、会期日程案でございます。

続けて説明させていただきます。続いて議事日程でございます。お手元に配付の議事日程案を御覧 いただきたいと思います。

日程第1、議席の一部変更から会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案21件、一般質問が本定例会で議題となる案件でございます。

以上で議事日程案の説明になりますが、今回、会期を設定するに当たりまして、一般質問が2日で済むというところでございまして、当初は、会期の短縮というものも念頭に考慮したところでございますが、執行部では、当初の年間予定表というのを議員の皆様にもお示ししてございますが、それにならいまして、休会日について既に各種の予定を入れてしまっているという状況があります。

執行部の要望といたしましては、日程を繰り上げるのであれば、そのままにしていただいて、休会にしていただければという要望が今回ありました。これにつきましては、内部の会議であれば調整は可能なのですが、外部からの委員さんが関わる会議等につきましては、コロナ禍において日程の再調整というのも困難なことであることから、当初の年間予定表に合わせて今回、会期を組んでみたところでございます。

そして今回、前回と違う点といたしましては、予算審査が常任委員会ごとではなく同じ委員さんの

特別委員会というところで、同一の議員さんが5日間審議していただくことも考えたところでございますが、3日続いてしまったりとかという部分を考慮いたしまして、2日に1回は休会を入れたいというところで、今回、初日に市民経済部と都市建設部所管の部分を1日で計画してみたところでございます。

これにつきましては、昨年の状況で申し上げますと、市民経済部の開会が10時、閉会が15時44分で ございます。おおむね説明に要した時間は1時間、質疑に要した時間は3時間でございます。

次に、都市建設部の例で申し上げますと、10時開会で閉会が15時40分。これは特別会計★2本★も含めて15時40分でございます。説明に要した時間としては、おおむね40分、質疑に要した時間としては2.5時間というところで、おおむね7時間程度で終了したケースがございました。

今回は、委員の皆様の休会というところを念頭に置きまして、一度合同でやってみてはどうかという提案をさせていただいたところでございます。会期につきまして御審議等いただければと思います。 よろしくお願いします。

〇伊藤委員長 ただいまの説明でありました会期日程案及び議事日程案について、質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田委員 年度当初に配られた年間スケジュールによると、3月の定例会は、3月の2、3、4と3日間続けて予算審査が入っています。そして、土日挟んで7、8で、また2日間続けて入っているということでした。今回は、それぞれが委員会ごとの審査でしたよね、当初は。年度途中から特別委員会にしましょうということで変わったので、当初の予定の2、3、4と3日間続けてやるということも、担当の常任委員会が変わってくるので何とか回るかなというところだったのかなと思います。

今回は、決算のときも希望を申しましたとおり、続けては非常にきついので、決算は特に特別審査ですから、特別委員会でしたから、間空けてほしいというのを前もって言ってあって、そのようにしてもらった。今回も、決算が終わった時点で予算も同じだよねということに気がついて、年度のスケジュールもそこで見直すことができれば、執行部ももう予定を空いた日を見込んで入れてしまうということはなかったのかなという気はするのですけれども。

今、説明の時間、質疑の時間を聞きますと、大体10時から3時、4時というのが2日間なのですよね。それを1日で合体してやってしまうというのは、相当な負担かなという気も一方ではするのですけれども。例えば福祉、健康子ども部の所管分とか教育部とかは、それぞれ前回だとどのくらいの時間をかけていますか。もっと多いですよね、きっと。

○伊藤委員長 石井事務局長。

〇石井議会事務局長 それでは、昨年の常任委員会での審査の時間でございます。まず、福祉と健康 子ども部の審査が、閉会が4時34分でございました。続きまして、教育部、閉会が14時48分。総務企 画部が3時37分でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長 いいですか、それで、議論は。

実情をお話しさせていただくと、予算特別委員会が、メンバーは決まっているのですけれども、予定表で見ていただくと、2月21日に設置ということになっております。メンバーは決まっていますけれども。その場合に今日、この日程は決定しなければいけないということ、そこを頭に入れて協議のほどをお願いいたします。

柴田委員。

○柴田委員 コロナ禍を考えて、同じ部屋にいる時間を短くする、会期を長くしても短くするというのも一つの考え方だと思うのですよね。一緒にいる時間を短くする。その代わり間を空けるというのも一つの考え方なので、必ずしも会期を短くしなくちゃいけないということではないと思うのですが、最後の委員長報告作成のための休会期間をこれだけ取らなくてはいけないようでしたら、会期をもう少し先に延ばして、当初どおり5日間というような日程の調整は可能だったのでしょうか。

○伊藤委員長 石井事務局長。

○石井議会事務局長 17日としたところでございますが、18日は既に小学校の卒業式、あと外部の委員会が関わる、たしか文化センターのあり方検討委員会とか、既に外部が入る日程等が入っていたと考えています。その後、ちょうどこの後、連休に入ってしまうという部分がございましたので、今回は17日ということで、執行部からの予定どおり進めていただければという要望が私のほうでございます。

以上です。

- ○伊藤委員長 日程について、ほかに。
- ○柴田委員 暫時休憩をお願いします。何とも言えない、私は。
- ○伊藤委員長 暫時休憩して、協議の場を設けたいと思います。 暫時休憩します。

-休憩 10時41分 再開11時10分-

○伊藤委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、会期日程につきまして、いろいろ協議をさせていただきました。

まず、案で出ているものについて、これに8日を休会にして、9日に総務部を持ってくるというようなことは可能だということなので、どちらがよろしいでしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 9日にずらしていただけるのだったら、1日空けて、7、9というふうにしていただくと、当事者としてはありがたいです。

それとあと、それは条件として、委員長の報告、作成するに当たっては、委員のみんながちゃんと 的を射た、ポイントを得たものを委員長のほうに提出しなきゃいけないというのは条件としてつきま すけれども、負担がかからないように、だけど1日空けていただくと、ありがたいかと思います。

○伊藤委員長 今、柴田委員のほうから、8日を休会にして、9日に総務を持ってくるという案でど

うかというような提案がございました。ほかの委員の方はいかがでしょうか。 反対の方はいらっしゃいませんね。

じゃあ、そのように決定させてもらってよろしいですか。

[「異議なし」と言う者あり]

○伊藤委員長 それでは、もう一つのほうの議事日程案については、特に問題はないですよね。 [「はい」と言う者あり]

○伊藤委員長 大丈夫ですね。

それでは、質疑はないものと認め、これで質疑を終わり、会期日程案及び議事日程案について、協 議のとおり決定することにしました。

それでは、議題の(2) 議案等のペーパーレス化についてを協議いたします。議長より説明をお願いいたします。

岩田議長。

〇岩田議長 それでは、説明をさせていただきたいと思うし、それから提案もさせてもらいますけれども。昨年の11月に全議員にタブレットが市から貸与されました。それに合わせて、現在は紙と併せてタブレットにデータを配付しているところです。

また、データについては、昨年の6月議会から各自のパソコン、あるいはタブレットにデータとして送っている状況であります。

そもそもこのタブレット導入に当たり、一昨年の6月の議会運営委員会のほうで議会のペーパーレス化、それからモバイル導入の検討につきまして、タブレットの導入が決定したところです。そして、昨年の6月の補正予算でこのタブレットが予算化され、そして11月に皆さんに配付されました。そして昨年の4月の議会運営委員会、今日のメンバーの中には議運のメンバーではなかった方もいらっしゃいますけれども、昨年の4月の議会運営委員会のほうでタブレットを導入、予算化することに併せて導入スケジュールのほうが配付をされました。

タブレットを導入するに当たって、やはりペーパーレス化を進めるということで、当面はデータと 紙媒体を一緒に配付はするけれども、来年の3月、つまり本年の3月議会からは、執行部側のほうか らはデータのみの配付で、議会に対しては、紙媒体は配付しないというような話が議運のほうで示さ れました。

それについて当時の議運では、それはまだ、なかなかデータのみは厳しいので、当面はデータと併せてペーパーも配付してほしいということがありまして、5月11日に行われた全協で皆さんにスケジュール表、市から貸与による一括購入、6月議会にその予算化を上程するに当たり、議運で決定した導入スケジュールが配付されたと思います。

それによると、3月議会からは、執行部から議会に対してはデータのみであります。それを議会事務局のほうが紙で印刷をして、それを配付するというスケジュール案に決まりました。実は、先月行われた臨時議会から、既に今年に入ってから、執行部から議会には紙は配付されていません。データのみです。ですから、先月あった臨時議会においても、議案書、全て議会事務局のほうで印刷をして

おります。

それで、今後のことも考えますと、SideBooksの導入、あるいは追加アプリ等々、費用も発生しますし、それからタブレットを維持するためにもそういう費用が発生しますから、議会としても何らかのペーパーレス化を進める必要があると思います。

この3月議会においても、予算もありますから相当膨大なデータ、紙でやりますと、今は一生懸命、 議会事務局のほうが印刷をしておりますけれども、大変、議会事務局のほうに負担がかかってくるわけですね。この3月議会においては、今までどおり、あの分厚い予算書も含めて、議案書は議会事務局のほうで印刷をして紙媒体で配付をしたいと思うのですけれども、予算の資料について、予算の資料について、予算の資料について、予算の資料についてはデータのみでお願いしたいと思っているのです。まずはペーパーレス化の第一歩として、予算の資料についてはデータのみでお願いをしたい。

そして、もちろんいきなりですから、紙が必要な人は各自でプリントしていただく。あるいは、その予算の資料がプリントできない方は、事務局にお願いをすれば事務局のほうで印刷をしてくれます。 ただ、その印刷費は、申し訳ないのですけれども、各自の負担でお願いをしたいということで。

繰り返しになりますけれども、今年に入ってから、執行部からはデータのみしか来ていません。今年に入ってからのこういった議案、議会事務局のほうで全て印刷をしているという状況です。なので、 予算の資料については、まずはデータのみの配付でお願いしたい。

以上です。よろしくお願いします。

○伊藤委員長 それでは、ただいま議長のほうから、提案と協議がございましたので、御意見ある方、 よろしくお願いいたします。

平田委員。

- ○平田委員 調査で行った四街道市でしたかね。四街道市じゃなかったですか、視察に。
- ○伊藤委員長 行っています。
- ○平田委員 行っていますよね。あそこでは、予算書とか決算書においてはペーパーで渡しているというような話もありましたので、全てがタブレットで見るものとしては向かないのかなって、慣れていないこともありますし。そういう意味では、私たちが特例としてやっぱりペーパーで欲しいという予算書、決算書。それ以外に何かあるのか分からないですけれども、一気に全部ということではなく、ちょっと選択肢を与えていただいたほうがいいかなというのが一つと。

今日も、これだけのものがペーパー、この分厚いペーパーを頂きましたけれども、ある議会に議長経験者に聞きましたら、上程案として、もうタブレットで渡していると言うのですね。要するにペーパーなしで。上程をされないと、タブレットでデータを送れないということに今なっているので、結局1回紙でもらって、その後データが来るということですけれども、そこを精査しないと、本当にこの分厚い紙は減らないなと思っていますので、そういった協議をしながら、全面的にタブレットに切り替えていく。そうしないと、会議システムを入れてもらえないということになっていると思います。以上です。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 今の岩田議長の提案に、まず賛成です。資料をまずデータで、どうしても無理な人は自分でやるか、事務局にも頼めるという措置も取ってあるので、まず第一歩、それを実行したらいいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに。

岡田委員。

- ○岡田委員 私も岩田議長の提案に賛成です。 以上です。
- ○伊藤委員長 ほかに。これは絶対に嫌だという方、いらっしゃいますか。 柴田委員。
- ○柴田委員 嫌だっていうよりは、平田委員と同じで、予算書、決算書だけは紙でもらわないと、全部をこの中でというのは無理なので、それだけは紙で頂きたいなとは思います。
- ○岩田議長 委員長、いいですか。
- ○伊藤委員長 岩田議長。
- 〇岩田議長 今、私が出したのは、予算に係る資料です。予算書は今までどおり紙ですから、資料だけはデータでお願いしたいです。
- ○伊藤委員長 柴田委員。
- ○柴田委員 それは分かっています。そうじゃなくて、平田委員が提案したように、これからどういうふうに削減していくかということを考えながら進めてはどうかというところで私は賛同して、予算書、決算書だけは、今後も引き続きお願いしたいなということを述べました。
- ○伊藤委員長 それでは、予算書の資料についてデータで配付するということは、この3月議会に関わりますので、ここで決定したいと思います。3月議会で例年配られていた予算の紙の資料は、今年度はデータで送るということで御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○伊藤委員長 では、予算の紙資料についてはデータで配付するということで、さよう決定させていただきます。これでよろしいですか。

事務局長。

○石井議会事務局長 議員の皆様のタブレットへのデータの配付の関係につきましては、11月に議会 運営委員会終了後にデータをお配りするということに切り替えさせていただいております。

また、議案のデータにつきましては、ホームページにも掲載をするようになりました。これについては、上程後に速やかにという形で、ホームページのほうにも掲載をすることにしております。 以上です。

- ○伊藤委員長 秋谷委員。
- ○秋谷委員 確認のために。先ほど、予算書についてはいいのですけれども、資料の件について。多 分、私が一番遅れていると思うのですけれども、資料についても事務局に一応相談、うちでペーパー

にして持ってきてもいいのですけれども、遅れると、何かそういった確認等については、資料についても相談してよろしいということで、確認だけよろしいですか。

- ○伊藤委員長 局長。
- ○石井議会事務局長 データでお流しするということは今、決定させていただきましたが、委員の皆様のやりやすいやり方でと考えておりますので、紙ベースで欲しいということであれば、事務局のほうに申し出ていただければとは思っております。
- ○秋谷委員 ありがとうございます。
- ○伊藤委員長 議長に確認させていただきますけれども、今議会の予算の紙資料について、事務局に お願いした場合は、1枚10円で政務調査費から支出するという考えでよろしいですか。
- ○岩田議長 1枚幾らは分かりませんけれども、それは政務調査費で使うか、あるいは個人負担で使うかというのは、それぞれ議員の判断になるかと思いますけれども。今、通常コピー等、印刷されている場合と金額は同じになるのではないかと思います。その辺は事務局に確認してください。
- ○伊藤委員長 今10円だよね。
- ○石井議会事務局長 現時点では10円という形になっております。これには紙代のほかにトナー代ですとか、コピーの使用料等を踏まえて過去に決定した経緯がございますが、今もまだ10円という形にはなっているところです。

以上です。

- ○伊藤委員長 秋谷委員、よろしいですか。
- ○秋谷委員 はい、分かりました。
- ○伊藤委員長 事務局にお願いすることも可能ですが、それについては1枚10円で、政務調査費でやっていただくということです。

それから、データをいつ流すかという話なのですが、先ほど平田委員のほうから、この紙媒体が議運において、こっちですね。これも紙媒体で、これだけ議運のときには、議案はまだデータとして流していない関係で、これが終わったら流す関係で、紙が今あります。ですから、これをなくすためには、議運の2日前ぐらいまで、議案が上程というか事務局に届いて、確認が取れたもの、議長が確認したものは、もう議運のメンバーには流していいよというような決定がされれば、この分は減るということなので、その協議はいつするかということなのですけれども。御意見ある方、よろしくお願いします。

平田委員。

○伊藤委員長 柴田委員。

○平田委員 早めにもう今回の分はもらっちゃったので、次回議会に間に合う段階で、今日でなくてもいいのですけれども、その次の議会前に決めていただきたいなというのが一つと。

今日もらったら、今日、資料としてこれに書き込みますよね。それで、タブレットで後でもらうと、 また書き込みが両方見なきゃいけなくなるようになって、議員としての仕事も非常に煩雑になるので、 最初からデータに書き込みができるように、最初に議運前に資料を頂きたいというのが要望です。

- ○柴田委員同じようなことです。
- ○伊藤委員長 それでは、今、議題になったのですけれども、また次の議会ということになってくる と、また忘れてしまう可能性も。これ、いつ議運の何日ぐらい前には流せるという大体の目途は、事 務局ありますか。

局長。

○石井議会事務局長 今回、事務局のほうで印刷したものになります。執行部のほうで議案検討会等を踏まえて議案の調整を行いまして、最終的にゴーサインが出た、印刷してもいいよという合図が出るのが大体2日前ぐらいだったと思いますので、今後データ化になる場合には、議運の2日前にはお配りできるのではないかと考えてはおります。

以上です。

○伊藤委員長 確認なのですけれども、印刷していいよという議案について、議長は一応、目を通されるのですか。通常、議案が執行部から事務局に届いて、印刷に入る前に議長が確認という手続がかむのですか、かまないのですか。

局長。

- ○石井議会事務局長 今は、提案予定議案等をタイトルだけ、本数的に今回は21件ですとかという形で議長にお示ししまして、議事日程等の会期日程等を作成しております。事前に議長さんに議案ですという形でお見せはしておりません。皆さんと同じタイミングです。
- ○伊藤委員長 それでは今、事務局長から説明がありましたけれども、2日前にはデータとして議運の委員の方には送ってもらうということに。
- 〇石井議会事務局長 申し訳ありません。その2日前というのは、まだ執行部と調整を図っておりませんので、議運の前にはお手元に届くようにというところで。細部については、今ここでは、2日前というのは。
- ○伊藤委員長 では、その時間と細かい話は抜きにして、議会運営委員会が始まる前日には、データ として議運のメンバーには流すことが可能だということですか。
- ○石井議会事務局長 もし今後ペーパーレスということになれば、当然、議運にはデータがなくてはいけないですし、また議運の後に全員協議会もございますので、配るのであれば、全員に一斉配信を考えております。

ただ、何日前というのは、ちょっとお時間を頂いて執行部と調整させていただければと思います。

- ○伊藤委員長 最大限早く流せる時期に流すということで、皆さんの御意見はいかがですか。 平田委員。
- ○平田委員 大変賛成いたします。その上でですけれども、言わなくても、もうこれは当たり前に議員としての常識だと思いますけれども、上程されるまでは守秘義務があるということをきちっと履行いたしますということを申し添えて執行部にお願いしていただきたいと思います。
- ○伊藤委員長 それでは、議長、事務局、執行部確認取っていただいて、この資料については、議運が始まる前にはデータとして頂けるということで御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議題の(2)はこれでよろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

- ○伊藤委員長 斉藤副委員長。
- ○斉藤委員 議題(2)のペーパーレス化について、今後の議運でどのような感じで話し合うかとい うことを確認したいです。
- ○伊藤委員長 議長、これ今、予算の紙資料については決定したのですけれども、その後の予定をお聞かせいただきたいなというふうに思いますが。

岩田議長。

○岩田議長 本定例会では、予算に係る資料だけはデータのみで、あとは全て紙媒体となっています。 今後のことについては、そのままデータと紙と両方併用してずっとやっていくのか、いずれペーパー レス化を目指して一昨年から始めているわけですから、どこかで完全ペーパーレス化、今現在でも、 様々な委員長あるいは議長からの通知文は、紙ではもう出していないと思うのですね。それについて 様々な議会に関わるものは、いずれ完全ペーパーレス化に向けていかないと、執行部のほうはなかな か、せっかくタブレットを予算化したのに、あるいは、その後SideBooksあるいは追加アプ リ、いずれは、これは分かりませんけれども、そこに通信機能とかそういう話もありますから、そう いうことを含めれば、いずれ完全ペーパーレス化に向けていかなければいけないと思うのです。これ は、タブレット導入も議運で決定したし、それから、その後のペーパーレス化に向けてのスケジュー ルも昨年、議運で検討をしておりますので、今後のスケジュールについても議会運営委員会で検討し ていただければと思います。

以上です。

○伊藤委員長 今、議長のほうからお話があったように、完全ペーパーレス化をいつ実行するかということを決定しないと、それに向けての講習会とか勉強会とか、どういうふうにしていったらいいのかというのが決まらないと思うのですね。完全ペーパーレス化をいつするのかということをきっちり決めてしまわないと、まだ早いんじゃないか、まだ早いんじゃないかというと、これをやっていると、いつ決めるのか分からない話になってしまいますので、一度やってみて、どれだけの問題が出てくるのか等々を含めて皆さんで考えていただきたいなと思うのですよね。いつからが。

○伊藤委員長 副議長。

- ○血脇副議長 口を挟むようで申し訳ないのですが、このタブレットの導入は、ペーパーレス化を目的にした導入になっています。 3月の定例会においては、データとペーパーが各議員に配られているような状況であります。
- 一つ事務局に確認したいのですけれども、執行部サイドは、この3月定例会、あるいは、この後の定例会等、執行部サイドも、タブレットですとかパソコンとか議場に持ち込んでいるわけですから、どのような形で執行部側がペーパーレスを図っていこうとしているのか、事務局で分かる範囲でお答えいただければと思います。

○伊藤委員長 事務局長。

○石井議会事務局長 執行部のほうから、ペーパーレス化の推進をするためにというところで1月に 庁内に流された文書があります。これにつきましては、令和3年第2回市議会定例会から議場にパソ コンを持ち込み使用が認められていることから、執行部にもLAN配線という形で執行部のパソコン が使えるように整備をしております。今般の市議会のタブレットの導入の足並みをそろえるために、 執行部としても、紙媒体での議案の配付は行わないと聞いております。執行部は、基本はデータでの 議案を持参するというふうに聞いております。議案についてだけではなくて、今後の、執行部でござ いますので、一般質問の答弁書などについてもデータ、それから予算決算の資料についてもデータ、 また全員協議会の資料についてもデータ、また行政の報告ということで議員の皆様にもお流ししてい ますが、これもデータで対応するということで、執行部のほうは、この3月定例会より実施をすると 聞いております。

以上です。

- ○伊藤委員長 血脇副議長。
- ○血脇副議長 分かりました。執行部のほうも、ペーパーレス化のほうにもう完全に動こうとしているわけですから、先ほど議長も申したとおり、議会としても、ペーパーレス化に向けて早い時期というか、時期を見て検討をしたほうがいいかなと思うところでございます。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。 柴田委員。

- ○柴田委員 今回もう予算資料がデータということだし、臨時議会もデータでも来ていましたし、12 月議会もデータで来ていて、書き込んでいる人は書き込んでいるし、大分進んできているので、一遍 6月議会でもうやってみたらどうでしょうか。送られてきたものは、やはり紙じゃなきゃ不安だという人は、6月議会って一番議案が少ないし、自分で紙で落としてやるとかすればいいのだけれども、なので、6月議会で1回やってみたらどうかと思いますけれども。執行部がもう3月議会からペーパーレスになってしまうということであれば、なおのことと思いますけれども、どうでしょうか。
- ○伊藤委員長 ほかの御意見は。

斉藤副委員長。

- ○斉藤委員 今日この場で決めるというのではなく、一度持ち帰って会派とかで共有して、また次の 議運のときとかにスケジュール等も6月議会でするのであれば、それも含めた話合いができればどう かと思いますけれども。
- ○伊藤委員長 ほかに御意見は。

平田委員。

○平田委員 データで送られたものを自分で印刷するということはできるわけですから、一応全てデータでという基本原則としてというのを6月議会からやってみてはいかがでしょうか。その上でペーパーと併用しないといけない人は提示をしていただいてということで、議会全体としては誰一人取り残さない、みんなで一緒に頑張りましょうというのが大前提で導入したわけですから、ペーパーと併

用のやり方は認めるけれども、全部データで送っていただいて、自分でプリントアウトするということに関しては、6月議会からもうやっていいと思います。

- ○伊藤委員長 ほかに御意見は。意見を。 岡田委員。
- ○岡田委員 私は、6月からもうやってみるべきだと思います。とりあえずトライして。
- ○伊藤委員長 とにかく。ほか御意見述べてない方。 では、秋谷委員。
- ○秋谷委員 私自身は、急がないでゆっくりやっていきたいのですけれども、目標を決めないと、私自身もうちではトライできないので、できれば、ちょっとの間だけで併用を認めていただければもちろん異議はないのですけれども、そのようにしておいていただければ、一つずつ私なりに勉強しようと思いますので。今、平田委員が言ったように、6月議会からでもやっていただいて、もちろんペーパーでの併用もよければ、私自身も両方を使うかもしれないけれども、そういうふうにしていただければいいと思います。
- ○伊藤委員長 和田委員。
- ○和田委員 賛成です。いいと思います。
- ○伊藤委員長 6月議会からチャレンジすると、試みるということでよろしいですね。 ほかは。

影山委員。

○影山委員 チャレンジすることには賛成です。

あと、ただちょっと1点引っかかるのが、データの送れない方ですかね。例えばメールに張り付いていたり、何日までに落としてくださいって期限があって、その期限を過ぎて落とせなかったりとか、いろいろタイプが違う。そこら辺、統一はできるのかなとか。

○伊藤委員長 その部分については、また今後、課題として協議していくような形になると思います。 ほか、そのほか。

徳本委員、この件については、どういう。

- ○徳本委員 さっきと一緒で、どうしても無理な人は事務局がサポートしてくれるのであれば、6月からやっていいと思います。
- ○伊藤委員長 6月からやってみたらどうかという御意見が多いので、斉藤副委員長、どうでしょうか。
- ○斉藤委員 6月からやってみることについて、私個人的には賛成です。

それで、一応確認なのですけれども、データで送られて、紙は、自分から紙媒体で欲しいということを事務局に言うか、もしくは自分でプリントアウトするということですね。データでしか来ないということでよろしいですね。

○伊藤委員長 6月議会においては、事務局も紙媒体の協力はする。それは、いつまでするという確 約はできませんけれども、6月議会においては、その部分は担保されるということで御理解願いたい と。

徳本委員。

- ○徳本委員 それは、議員が可能ならサポートするという姿勢でい続けてほしいなと思います。というのは、私も会派の議員さんと練習することはできるかもしれないけれども、やはりちょっと無理って場合もあると思うので。それは6月までって約束でしょうと言って、事務局が一人分もやってくれないというのはちょっと困るなと思います。
- ○伊藤委員長 その後も。
- ○徳本委員 サポートがあるのが条件で、6月から完全データで送ることでいいと思います。
- ○伊藤委員長 今言ったのは、6月は担保される。そこは、その次については、また今後協議していくという区切りをつけて話をしているので。6月については大丈夫ですよ、その後については、またその後に協議して進めていけばいいじゃないかなという考えですけれども。

それでは、6月議会から完全ペーパーレス化、紙を併用する方は、していただいていいというようなことで決定させてもらってよろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○伊藤委員長 それでは、今協議したように。その際についてタブレットの勉強会を開催したほうがいいのか、しなくてもいいのか、その辺の御意見をお伺いしたいと思います。

平田委員。

- ○平田委員 実際11月に頂いて、12月で使ってみて、こんなところで引っかかったよとか、こんなところで解決できたよという情報共有をして、それから、苦手な人にも一緒に頑張ろうねという、やはり勉強会は開催していただきたいと思います。
- ○伊藤委員長 ほかに御意見は。

秋谷委員。

- ○秋谷委員 勉強会となると、どうも皆さんについていくのが大変なので、できれば個人的にでも教えてもらうと一番楽なのだけれども。勉強会となっちゃうと、どこでどう質問していいかも分からなくなっちゃうので、できれば個人的にでも、お頼みすれば教えていただけると、私的には本当に幸いなのですけれども、その辺のところをよろしくお願いします。
- ○伊藤委員長 それでは、3月議会が終わって、4月、入学式等々、人事異動等、役所もいろいろ事務局のほうもあるでしょうから、それが終わった頃に、一度勉強会をみんなでやるということで。1回やってみてどうなるかを、もう大丈夫じゃ、まだやらなきゃいけないって、それはやってみないと分かりませんので、一度企画するという。これ企画は、誰がすればいい話になるのですか。
- ○柴田委員 秋谷さんは要らないって言っているのにいいのですか。秋谷さんは個人的に。
- ○伊藤委員長 それまでに各人で勉強して臨んでもらえればいいんじゃないですか。勉強会やらない ほうがいいという御意見の方はどうですか。
- ○斉藤委員長 今、秋谷委員がおっしゃったように、皆さん勉強会の持ち方も、こういう勉強会を希望するっていう意見もあるのかなと思うのですけれども。みんなでそろえて、みんなで勉強するのか、

それともちょっと不得意な方が何かやるのかとか、そういうどんな勉強会っていうものは、希望を取ったほうがいいのかなと思ったのですけれども。

- ○伊藤委員長 秋谷委員。
- ○秋谷委員 勉強会やらなくたっていい人はいっぱいいるわけで。できれば、平均以下の人だけでも 集めていただくと、質問の仕方も、勉強の仕方も違うので。勉強会の仕方については、誰か協力して いただければ、私たちもちろん参加することに異議はありませんので。
- ○伊藤委員長 会派の中でも、できない人、できる人、いろいろあると思います。勉強会を皆さんが 通してやることによって、できない人はどこができないのかというのが、できる人が理解できるよう になれば、なおさら皆さんで一緒に進めていく上において有益じゃないかなと私は思うのですけれど も、皆さんの御意見は。

議長。

○岩田議長 いずれにしましても、3月議会が終わってから、それを踏まえて勉強会を開催しますので、もちろん、あくまでも任意の勉強会ですから、必ず1回はやりますので、またそのお知らせは御案内しますので、よろしくお願いします。

以上です。

○伊藤委員長 そのようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日、予定していた議題(3)の検討事項については、午後全協がございますので、検討事項、反 問権から始まる話なので、また次の議会運営委員会を開催したときに協議したいと思いますので、今 日は、議題(3)の検討事項については行わないということでよろしくお願いいたします。

柴田委員。

- ○柴田委員 それは時間的にしようがないと思うのですけれども。ただ1個だけ、2ページ目の13番の議事録をホームページに掲載するという件で、今は、特別委員会の議事録がホームページに公開されていないのですよね。1年半だか2年ぐらい前に決めたときに、常任委員会まではPDFで載っけるけれども、特別委員会はなぜかやめちゃったんです。でも、決算の特別委員会もホームページで見られないし、今度は予算の特別委員会になっちゃうと、予算のやり取りも分からなくなっちゃう、公開できない状況になるので。そこだけは、特別委員会の議事録もPDFで公開するということを決定してもらわないと、予算の特別委員会控えているので、ここだけはちょっとお願いしたいなと。決算も今載っていない状況なのですよね。ここだけは、みんなで合意が図れるのだったら決めてもらえないかなって、今日は思って来ました。
- ○伊藤委員長 事務局に確認させていただきます。特別委員会の議事録というのは、業者からきっちりしたものができているという認識でよろしいのでしょうか。

事務局長。

○石井議会事務局長 常任委員会以外に特別委員会につきましても、委員長報告等がある関係で業者 委託をしておりますので、データとして事務局のほうでは保管しておりますので、PDF化したもの を掲載することは、特別委員会に関しては可能です。 ○伊藤委員長 今、事務局のほうから説明がございました。

検討事項の中にその部分が入っておりますが、特別委員会の議事録を公開するという部分ですが、 今説明のとおり業者委託をして、きっちりしたものが整理できた後、ホームページ等に掲載すること について、欲しいという要望がありましたので、それについて、御異議ある方ございますでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○伊藤委員長 特別委員会ですので。それでは、特別委員会の議事録については、今後はホームページに、議事録が整理し確認ができたものを掲示するとか、ホームページに掲載するということで御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○伊藤委員長 それでは、さよう決定いたします。

それでは、議題(3)をこれで終わりにさせていただきまして、議題(4)その他についてを議題 とします。委員の皆様から何かございますか。

徳本委員。

○徳本委員 先ほど議会事務局長のほうから、陳情、請願は提出なかったということなのですけれども、実はある市民の方から、その締切りである、議会前の議運の2日前が締切りですね。その議会前の議運というのはいつなのですかというのが、結構ぎりぎりに質問が来て。私が答えたら、多分そのときにはもう間に合わなかっただろうなという例があったので、陳情の質問のところに、例えば参考で年間予定を載せて、こうなるかは分からないから問合せをとか、陳情を用意する人って時間がかかると思うので、少し分かりやすくしていただく工夫を検討していただきたいです。

以上です。

- ○伊藤委員長 現状は、どういうふうになっているのでしょうか。 局長。
- ○石井議会事務局長 現状は、陳情、請願の見直しを行いまして、ホームページのほうも陳情、請願 については、それに合わせて見直しをしたところです。

現状では、請願、陳情受付時期と定例会審査の時期というので、お手元にタブレットがあればホームページを見ていただければと思うのですが。平日、勤務時間中、8時30分から5時15分まで事務局で受付をしていますということ。それから、年4回定例会を開催しており、定例会ごとに取り扱う案件を決める議会運営委員会が定例会前に開催されます。この議会運営委員会が開催される2日前までの正午が締切りとなりますということでお知らせはしているところでございますが、提出時にいつまでにという期限は確かに載っておりませんので、そこを今後は掲載するかどうかというところを市民が分かりやすいようにという提案でございましょうか。

○徳本委員 はい。

○伊藤委員長 今、徳本委員のほうから、請願、陳情についてホームページ上にやり方と手続を、前のときに、いつだったか、全部改正して、フローチャート的に分かりやすく直したと思うのですけれども、それになおかつ今度は締切期限が分かりやすいようにホームページを整理するということでよ

ろしいですか。

和田委員。

- ○和田委員 それって、次の話ですか。
- ○伊藤委員長 いやいや。今のは、もう大丈夫ですか。

[「はい」と言う者あり]

- ○伊藤委員長 分かりやすいように整理する、ホームページ上のものを整理するということで。 徳本委員、それでよろしいですか。
- ○徳本委員 それでお願いします。
- ○伊藤委員長 では、和田委員、次ですか、どうぞ。
- ○和田委員 今日の全協があるということで、田中議員から、このアイデアをできれば皆さん考えていただきたいというのが、議案の補足説明に関する質問等に関しては、今後、文書でまとめてタブレットで文書で回答をするだとかという形で、全協の協議時間を効率化できるんじゃないかということを皆さんで考えていただければということで頂いておりまして。
- ○伊藤委員長 全協においての、議長が開催の権限を持っております。でいいのだよね、理解でね。
- ○石井議会事務局長 そうです。
- ○伊藤委員長 ですので、その部分については、議長のほうに相談して、全協で周知していただくように。

議長、よろしいですか、今の件については。

- ○岩田議長はい、了解しました。
- ○伊藤委員長 大丈夫ですか。
- ○柴田委員 全協での説明について。
- ○和田委員 はい。補足説明を文書、タブレットでやると短縮、効率化できるんじゃないかということで。
- ○伊藤委員長 和田議員、それまた全協のときに、議長のほうに提案していただいてするということでお願いいたします。
- 〇和田委員 はい。
- ○伊藤委員長 ほかにございますか、委員の皆様。 それでは、議長から何かございますか。
- ○岩田議長ありません。
- ○伊藤委員長 事務局からは何かございますか。
- 〇石井事務局長 それでは、お手元の資料の中にアプリの追加希望というのがまた1件ございまして、 こちらのほうは、議長から議会運営委員会のほうに諮問されておりますので、今後、検討事項に加え ていただければと思います。

以上です。

○伊藤委員長 以前もアプリの件につきましては、皆さんアプリをこのタブレットでは開けないので

すけれども、スマホとかパソコンでは開けますので、それを落として、開いてみてどうだというのを 各人で検証していただかないと、委員会で協議しても話が進まないと思いますので、その辺の御理解 を、どのソフトということで来ていますので、携帯なりパソコン等で、できるもので検証してみてい ただきたいと思います。

また、検討事項の中のYouTubeの掲載の話が出ておりますけれども、今、富里等がやっておりますので、そういうのを各自でよく、放送をYouTubeに変えたらどうなるということを各自が見て検証しておいていただきたいというのが委員長の希望でございます。よろしくお願いいたします。

ほかにないようでしたら。

よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の議題を終了したいと思います。よって、議会運営委員会を閉会いたします。 慎重なる御審議を賜りまして誠にありがとうございました。